

仕様書（案）

1. 目的

本仕様書は、国立循環器病研究センター（以下、当センター又はセンターという）と受注者が、当センターにおける給茶機賃貸借を円滑に実施することを目的とする。

受注者は、センターが基本方針に定めた「最善の医療を提供する」こと、及び（財）日本医療機能評価機構の定める認定基準を達成している医療機関であることを認識し、円滑な業務運営に協力しなければならない。

2. 契約内容

（１）契約名称

給茶機賃貸借契約

（２）履行場所

大阪府吹田市岸部新町６番１号

国立循環器病研究センター

（３）契約期間

自 令和８年２月１７日

至 令和１１年２月１６日

3. 調達の内容

（１）内容

契約の内容は、給茶機のレンタル、月１回の定期点検（簡易メンテナンス）とし、具体的な内容は以下のとおりとする。

① 給茶機のレンタルについて

ア) 寸法は外形：幅 500mm、奥行き 600mm、高さ 800mm 以内であること。

イ) 給水方式は水道直結式であること。

ウ) パウダー式の飲料を利用することができ、冷・温両方に対応できること。

エ) ウ)に加え、冷水及びお湯の利用ができること。

② 定期点検（簡易メンテナンス）について

ア) 月１回の定期点検を行うこと。

イ) 作業内容は部品洗浄、外観清掃、お茶の抽出確認作業、原材料の残量確認、発注、納品、補充を行うこと。

ウ) 不具合が生じた場合はセンター依頼後、敏速に対応すること。

(2) 調達の規模等

給茶機のレンタル：18 台 設置場所については別添に記載

年 1 回の定期点検(簡易メンテナンス)：18 台

4. 受託者の要件

- ① 業務の実施に当たっては、事前にセンターと十分に協議を行うこと。
- ② 令和 8 年 2 月 17 日までにはすべての給茶機が使用できるような体制を整備すること。
- ③ ②を満たすため、必要に応じて前契約の受託者と調整を行い、令和 7 年 2 月 17 日から給茶機が使用できるようにするための計画書をセンターに提出すること。
- ④ 本契約(令和 11 年 2 月 16 日まで)終了前に次期契約の受託者との調整を行い、令和 11 年 2 月 16 日からすべての給茶機が使用できるような体制を整備すること。
- ⑤ 本業務を実施する上で必要となる一切の費用を負担すること。

5. その他

- ① 本仕様書に記載していない事項については、その都度、センター及び受託者の間で協議する。
- ② 業務の実施にあたっては、法令及び規則を遵守すること。